

介護保険 負担割合証を交付します

要支援・要介護認定者全員に7月中に発送

介護保険負担割合証

要支援・要介護認定を受けている人には、介護サービスを利用するときの自己負担割合を明記した「負担割合証」を7月中に発送します。介護サービスや介護予防サービスを利用するときに、サービス事業所または施設に提出してください。

【負担割合】65歳以上は2割または1割▼64歳以下は1割

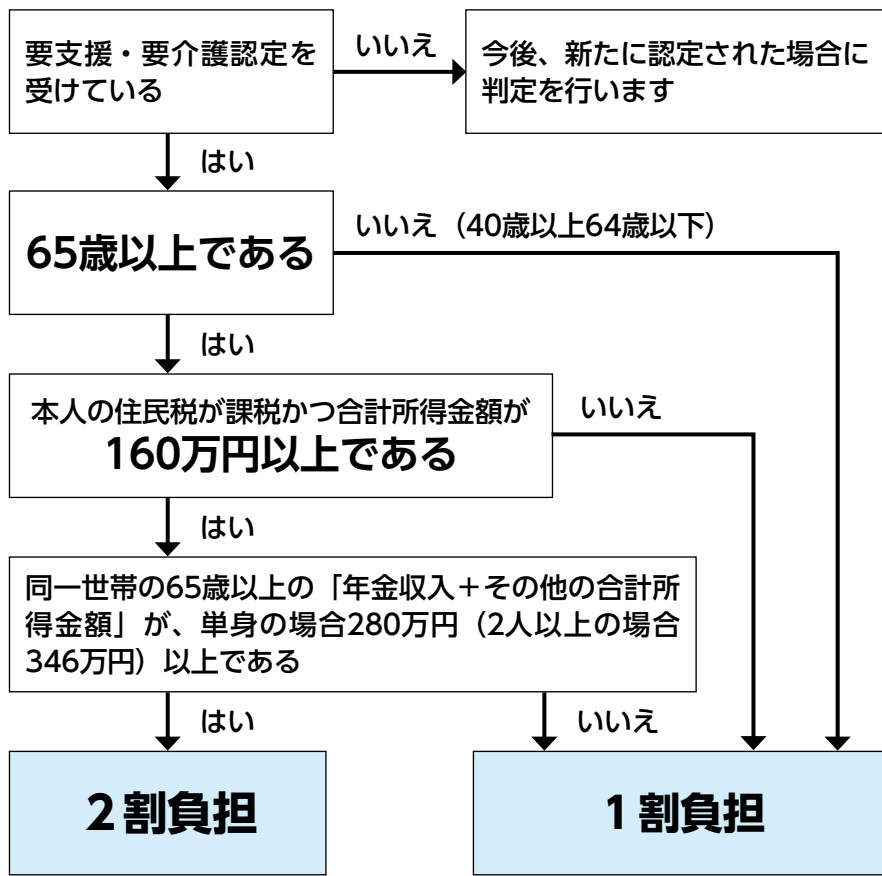
【負担割合の適用期間】8月1日(月)から平成29年7月31日(月)まで(1年間、毎年発行)

※今後、新たに認定された場合はその都度発送

「高齢者の所得税法、地方税法上の控除」
要支援・要介護の認定を受けている65歳以上の人は、税金の控除を受けられますのでお問い合わせください。

問 介護保険課 ☎948 688 5
FAX 934 0815

【利用者負担の判定の流れ】



※合計所得金額…年金収入や給与収入・事業収入などから公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した額

高齢者向け給付金の申請期限が迫ってきました

8月12日(金)までに申請を

高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)の申請期限は8月12日(金)(必着)です。支給の可能性のある人には4月に申請書を送付していますので、まだ申請していない人は期限までに届くよう、直接または郵送で、市福祉総合窓口(市役所別館1階)、支所へ提出してください。

※申請期限後は受け付けできません

問 市給付金対策室 ☎997-7088
FAX 961-4050

【表1】外来・入院時自己負担限度額/1カ月(1日~末日まで)あたり

国保被保険者 (70歳未満)	国保被保険者 (70~74歳) または後期高齢者で、市民税非課税世帯の人		国保被保険者 または後期高齢者で、市民税非課税世帯の人
認定前: 自己負担限度額	認定前: 自己負担限度額		認定前: 自己負担限度額
医療費の3割 (義務教育就学までは2割)	外来 (個人で計算)	入院および外来 (世帯で計算)	一般入院 (指定難病患者および小児慢性特定疾病患者は260円)
	一般 12,000円	44,400円	360円

【表2】入院時食事代/1食あたり

国保加入者	後期高齢者医療加入者
所得や年齢により限度額が変わります(表1参照)の認定証が必要な人は毎月	更新手続きが必要となる場合がありますので、ご注意ください。

認定後: 自己負担限度	認定後: 自己負担限度	認定後: 自己負担限度
旧ただし書所得901万円超 252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【140,100円】	外来 (個人で計算)	入院および外来 (世帯で計算)
旧ただし書所得600万円超~901万円以下 167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【93,000円】	8,000円	24,600円
旧ただし書所得210万円超~600万円以下 80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【44,400円】	8,000円	15,000円
旧ただし書所得210万円以下 57,600円 【44,400円】		
市民税非課税世帯 35,400円 【24,600円】		

認定後: 自己負担限度	認定後: 自己負担限度	認定後: 自己負担限度
過去12カ月の入院日数が90日まで	210円	
過去12カ月の入院日数が91日以上	160円	
	100円	

認定後: 自己負担限度	認定後: 自己負担限度	認定後: 自己負担限度
過去12カ月の入院日数が90日まで	210円	
過去12カ月の入院日数が91日以上	160円	
	100円	

※1 所得要件の旧ただし書所得とは、国民健康保険料算定の基礎となる金額(国保被保険者個人の所得から基礎控除33万円を引いた額)です。また、同じ世帯に属する国保被保険者全員の旧ただし書所得を合計したものです

※2 年金収入のみの場合、その額が80万円以下

- 70歳未満の人の限度額は、入院・外来ごと、医療機関ごとに適用されます
- 【 】内は、診療月を含む前12カ月で4回以上高額療養費に該当する場合の限度額です
- 入院時の差額ベッド代や食事代、保険適用でない治療費は、上記金額に含まれません

国民健康保険(国保)・後期高齢者医療

限度額適用認定証の交付申請を

国保・後期高齢者医療加入者の保険診療分の支払いを抑えることができる「限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、「認定証」)」の申請を受け付けています。すでに交付を受けている人も更新手続きが必要となる場合がありますので、ご注意ください。

年更新手続きをしてください。7月末が有効期限です。7月1日から申請を受け付けます。ただし保険料に滞納がある70歳未満の人への交付はできません。

【申請に必要なもの】保険証、印鑑

【申請場所】高齢福祉課、福祉総合窓口、支所・出張所

【入院時の食事費用も減額に】市民税非課税世帯の人が認定証を病院に提示すると、自己負担額が減額(表2参照)されます。また過去12カ月の入院日数が90日を超え

ている人は更新手続きは不要ですが、保険料に滞納がある人や所得確認ができない人は、更新手続きが必要です。

【申請に必要なもの】保険証、印鑑

【申請場所】高齢福祉課、福祉総合窓口、支所・出張所

【入院時の食事費用も減額に】市民税非課税世帯の人が認定証を病院に提示すると、自己負担額が減額(表2参照)されます。また過去12カ月の入院日数が90日を超え

る場合は、さらに減額されますので、更新手続きには、それを証明できる領収書などを用意してください。

※市民税課税世帯の70歳以上の国保・後期高齢者医療加入者は、更新手続きは不要です(保険証の提示だけで自動的に限度額に抑えられます)

問 国保加入者II国保・年金課 ☎948 6361
FAX 934 263

1、後期高齢者医療加入者II高齢福祉課 ☎948 6370
FAX 934 1763